

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

スポーツは、人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人格の形成、体力の向上、健康づくりの礎であるとともに、地域交流の促進やまちの活性化など、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことができない存在となっています。

国は、昭和36年に制定したスポーツ振興法を平成23年8月に全面改定し、スポーツ基本法を制定しました。こうしたなか、平成27年10月にはスポーツ施策を総合的に推進するためにスポーツ庁を発足させ、平成29年3月には「第2期スポーツ基本計画」を、令和4年3月には「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

また、愛知県は、平成30年3月に「いきいきあいちスポーツプラン（改訂版）」を策定するとともに、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）に向けてアスリート育成やスポーツ大会招致など、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、スポーツ関係業務を一元的に担うスポーツ局を平成31年4月に設置しました。

そして、令和3年夏には、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受けた影響で一年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、世界中から数多くのアスリートが参加し、スポーツの力で私たちに多くの感動と勇気をもたらしてくれました。スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する大切なコミュニケーションツールでもあります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツ基本法にも示される精神を、身をもって感じる機会でした。そして、この大会を契機として創出されたレガシーを継承するとともに、新型コロナウイルス感染症の流行など国内外を取り巻く社会環境の変化に適応しながら、スポーツの振興に努めていく必要があります。

本市では、国・県の計画及び市の総合計画や関連計画と整合性を図りながら、平成28年度に「第2次安城市スポーツ振興計画」を策定しました。第2次計画では、『みつけよう マイスポーツ ひろげよう 元気な笑顔』をスローガンに掲げ、成人の週1回以上のスポーツ実施率53%の実現を目指して、下記の7つの基本方針に基づきスポーツの振興に努めてまいりました。しかしながら、第2次計画で設定した「成人の週1回以上のスポーツ実施率を53%にする」という全体目標の達成には、まだ至っていない状況となっています。

このようなことを踏まえ、令和3年度実施のスポーツに関するアンケート調査の結果に基づく市民のスポーツの活動状況や環境変化などを見極め、本市を取り巻く課題を改めて整理し、下記⑦の基本方針を「東京2020オリンピック・パラリンピック開催後におけるスポーツの振興」に見直すなど、「第2次安城市スポーツ振興計画」の改訂を行いました。

【計画の7つの基本方針】

- ①「する」スポーツの振興
- ②「みる」スポーツの振興
- ③「おしえる」スポーツの振興
- ④「ささえる」スポーツの振興
- ⑤スポーツ施設環境の整備
- ⑥スポーツ団体等の育成・支援
- ⑦オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの振興

2 計画期間

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間としています。

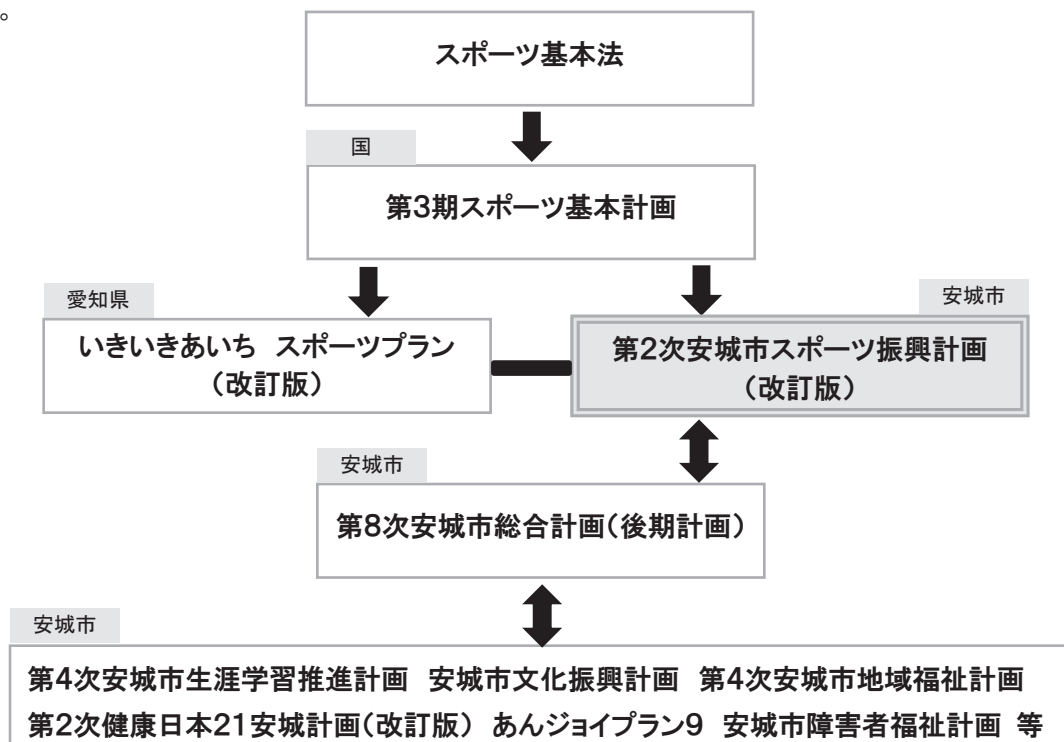
当初、中間見直しは、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を一つの契機として、中間年度にあたる令和2年度に行う予定でしたが、その延期開催を踏まえて見直し時期も延期し、令和3年度から4年度にかけて行いました。



3 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけられるもので、国の「第3期スポーツ基本計画」及び、愛知県の「いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～（改訂版）」を踏まえて策定しています。

また、「第8次安城市総合計画（後期計画）」の個別計画として、本市における各種関連計画との整合性を図りながら、今後の計画期間におけるスポーツ振興に関する施策を明らかにするものです。



【SDGsとスポーツ】

第8次安城市総合計画では、『総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、総合計画の推進を図ることでSDGsの目標達成にも資するものと考えます。』と整理しています。

また、総合計画では、SDGsが掲げる17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「16 平和と公正を全ての人に」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」をスポーツと関係づけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○スポーツ基本法

スポーツ基本法においては、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利であるとされ、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を担うとされている。

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

第9条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならない。

第10条 都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。

（文部科学省：平成23年8月施行 ※スポーツ振興法を50年ぶりに全面改正）

○第3期スポーツ基本計画

スポーツ基本法第9条に基づく、文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的な推進を図るために策定したスポーツに関する基本的な計画。

【施策】

- 1 多様な主体におけるスポーツの機会創出
- 2 スポーツ界におけるDXの推進
- 3 国際競技力の向上
- 4 スポーツの国際交流・協力
- 5 スポーツによる健康推進
- 6 スポーツの成長産業化
- 7 スポーツによる地方創生、まちづくり
- 8 スポーツを通じた共生社会の実現
- 9 担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- 10 スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」
- 11 スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- 12 スポーツ・インテグリティの確保

(文部科学省:令和4年3月策定)

○いきいきあいち スポーツプラン～豊かなスポーツライフの創造～(改訂版)

県民一人一人がそれぞれのライフステージや興味・関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、活力ある「スポーツ愛知」を実現するための基本的な方向性を示す計画。

【基本施策】

- 1 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 2 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 3 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- 4 競技力の向上を目指す取組の推進

(愛知県:平成30年3月策定)